

## 「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正について

この度、「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」を改正し、令和3年1月1日より適用することといたしました。

本ガイドラインにつきましては、山岳信仰の聖地であり、本市の観光資源としても重要な場所である出羽三山近郊での事業計画において明らかとなった様々な課題に対応するため、再生可能エネルギーや景観、文化など、各分野の有識者の皆様からヒアリングを行うとともに、環境審議会、景観審議会及び文化財保護審議会の委員の皆様からご意見を頂戴しながら、年内の改正に向け作業を進めてきたところです。

この度のガイドライン改正のポイントは、次の4点です。

1. ガイドラインの目的に「歴史・文化的資源の保全」を追加
2. 日本遺産や国指定名勝に関連する区域などを制限対象区域として明記
3. 市民への早期の段階における事業概要の公表
4. 事業実施にあたり同意を求める範囲を拡大（市が指定する関係機関）

本市といたしましては、新たなガイドラインに基づき、事業者と市民の皆様の相互理解を図りつつ、本市の豊かな自然や伝統文化を守りながら再生可能エネルギーの導入が図られるよう努めてまいります。

なお、条例による規制につきましては、基礎自治体が法令に矛盾しない実効ある規制措置を含む条例を制定することへの様々な課題もございますが、県とも連携を図りながら検討してまいります。

令和2年12月28日

鶴岡市長 皆川 治